

公認心理師の診療報酬が大きく拡大しました：緊急企画講演（5月16日）のご案内

2026年5月12日
公大協 会長 丹野義彦

2026年3月に厚生労働省から令和8年度診療報酬改定が発表され、公認心理師の業務の診療報酬が拡大することになりました。公認心理師の仕事が医療界や国民から強く期待されていることを示しており、現場の公認心理師の常勤化に大きな希望を与えてくれるビッグニュースです。養成にも大きな変革をもたらすものです。

1. 認知行動療法的アプローチに基づく心理支援（330点）

「認知行動療法的アプローチに基づく心理支援」が追加されました。これにより、公認心理師がおこなう認知行動療法にもとづく心理支援が、患者の自己負担1,000円（3割負担）で受けられるようになります（ただし、一定の条件を満たす医療機関で、研修などの条件を満たす公認心理師が、医師の指示のもと実施した場合）。対象は、うつ病等の気分障害、強迫性障害、社交不安障害、パニック障害、心的外傷後ストレス障害、神経性過食症、不眠症です。また、心的外傷後ストレス障害に対する認知処理療法の診療報酬が追加されました。

② 心理支援加算の対象拡大と増額

公認心理師による「心理支援加算」は、これまで心的外傷後ストレス障害に限定されていたのが、ICDの「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」つまり不安症全般に拡大され、点数も280点に増額されました。

③ 精神病棟看護・多職種協働加算の新設

精神科病床における多職種協働の推進のために、公認心理師等を配置した際の評価として、「精神病棟看護・多職種協働加算」が新設され、公認心理師の常勤化が促進されます。

④ 臨床心理技術者等を公認心理師とみなす経過措置の廃止

これまでの「臨床心理技術者等を公認心理師とみなす経過措置」が令和10年5月31日をもって廃止されます。

緊急企画講演（5月16日）のご案内

今回の改定は公認心理師の常勤化を進める大きな意義を持っていますが、実際に診療報酬を受けるためには、いろいろな制限があり、それをよく理解する必要があります。

そこで、公大協のきょうだいである公認心理師の会の年次総会において、緊急企画

講演会を開催することにいたしました。

●緊急企画 教育講演

「診療報酬の拡大を公認心理師の現場にどう活かすかーエビデンスの時代の公認心理師ー」

司会 丹野 義彦（公大協会長）

話題提供

1. 厚生労働省 公認心理師制度推進室
公認心理師の現状と診療報酬改定
2. 鈴木 伸一 公大協副会長／公認心理師の会 元副理事長／早稲田大学教授
公認心理師からみた診療報酬改定

日時 5月16日（土）10:50～11:50

場所 東京大学駒場キャンパス KOMCEE EAST K011

一般社団法人公認心理師の会 年次総会 （厚生労働省・文部科学省後援）

<https://cs-oto3.com/jscpp2026/>

参加には、年次総会に事前登録いただき、参加費をお支払いいただく必要があります。公認心理師の会の会員でなくても参加できます。

振るってご参加ください。